毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 株明文堂印刷

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

平 成 \equiv +年

号

外

五〇

号を次のように改める。

七

規程第六条第四項の規定に基づき、

臨時的任用

職員の退職

Ô

課

長

内申を行うこと。

(金曜日)

中

「第七条」を

「第五条」

に

「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」

に改め、

[項の第-

七

四

月

日

平成三十年四月一日

項」を

「第四条第四項」

に、

「長期臨時職員」を

「臨時的任用職員」に改め、

同項の第六号

「長期臨時職員の採用」を

「臨時的任用職員の任用」に改め、

条の二二

を「第二条」に改め、

同項の第四号中

「第三条第一

項」を

「第三条第四項」

別表第二の教育改革・

企

画課の部の十六の項を次のように改める。

等変動報告書を提出すること。等の処分等について協議し、又は庁用自動車、規程第十八条の規定に基づき、庁用自動車

課

室

長

協議すること。

受け、及び速報し、並びに事故処理についてづき、庁用自動車等の事故等について報告を

第二 に、

同項の第五号中

「第五条第四

十六

別表第一

の十一の項中第三号から第十四号までを削り、同表の十六の項の第三号中

者等に対する個人情報保護委員会の権限に属する検査等事務を施行令第二十一条第三項の規定に基づき、個人情報取扱事業

課

長

な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に検査等をさせる 人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し、必要法第四十条第一項及び施行令第二十一条の規定に基づき、個

行つた結果について事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個

人情報保護委員会に報告すること。

こと

ように改正する

平成三十年四月一

H

大分県教育庁等事務決裁規程

(昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号)

教 教

機

関 庁

育

中「規程」とい長決裁。以下この項

用自動車管理規程

大分県教育庁

(平成二十九年教育

う。) に関する事務

四

間外の庁用自動車等の使用を認めること。

規程第十条第一項の規定に基づき、集中管

班

総括

(使用証)を提出するこ

規程第九条第二項の規定に基づき、

勤務時

課

室

長

の選任、解任等を行うこと。

規程第六条の規定に基づき、

整備管理者等

課

室

長

者等を選任又は解任すること。

規程第五条の規定に基づき、

安全運転管理

課

室

長

理専任車配車申込書

Ŧi.

の借上げを承認すること。

規程第十四条の規定に基づき、

営業自動車

班

総括

の一部を次の

別表第一の十一の項中第一号及び第二号を次のように改める。

大

分

県

教

育

委

員

숲

課

長

七

自動車等運行報告書を提出すること。

規程第十六条第二項の規定に基づき、

庁用

課

室

長

庁用

班

総括

規程第十七条第一項及び第二項の規定に基

課

室

長

自動車等使用簿を受理すること。 規程第十五条第二項の規定に基づき、

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正・

教育委員会訓令甲

教育委員会訓令甲

Ħ

次

める。

別表第一

中二十五の項を二十六の項とし、

同表の二十四の項の第一

一十五号を次のように改

の項の次に次のように加える

別表第一

の二十四の項の第二十六号を削り、

同項を同表の二十五の項とし、

同表の二十三

二十五

職員の被服の貸与に関する事務を行うこと。

大分県報号外

自動車管理規程

動車管理規程(以 大分県教育庁用

動車等の管理者に対して報告を求め、規程第三条第二項の規定に基づき、

実 炉 用 自

教育次長

(教育委訓令甲

	事故処理について協議を受けること。 自重車等の事故等について返報を受けると		
課長	けき、		
班総括	管理共用車使用簿を受理すること。 四 規程第十二条第二項の規定に基づき、集中四 規程第十二条第二項の規定に基づき、集中		
班総括	書(恵用正)		
班 総 括		事務 下この項中「規程」	

を削り、 第 め 別表第二の教育人事課の部の一 一項」を「第三条第五項」 同項の第十五号を次のように改める。 同項の第十三号中 第 に、 一の項中 一条の二」を「第二条」に改め、 「長期臨時職員の採用」を (平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号) 」 「臨時的任用職員の任用」 同項の第十四号中 「第三条 に改

を発令すること。 規程第六条第五項の規定に基づき、 臨時的任用職員の退職 課 長

時職員」 「第二十三条第三項」 別表第二の教育人事課の部の十七の項の第八号中 同項の第十号中 を 「臨時的任用職員」 を 「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改め、 第 一十三条の二第三項」に改め、同部の十八の項の第七号中 に改め、 同項の第十一号を次のように改める。 「臨時職員 を「臨時的任用職員」 同項の第十三号中 に改 「臨

め

+ び教頭を指定すること。 - 一 給与規則別表第三中人事委員会が指定する職にある校長及 課 長

第三項」 十二の項までを一項ずつ繰り上げる 十七号までを一号ずつ繰り上げ、 の二第三項」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二 別表第二の教育人事課の部の十八の項の第十四号中「第二十三条第三項」 に改め、 同部中二十八の項を削り、 同部の二十二の項の第四号中 二十九の項を二十八の項とし、 「第九条第二項」を「第九条 三十の項から三 を「第二十三条

十三条第一項」を に改め、 別表第二の特別支援教育課の部の九の項の第一号中 同項の第二号中 「第十二条第一項」に改める。 「第九条第一項 を「第八条第一項」 「第七条第二項 一に改め、 を 同項の第三号中 「第六条第一 項

別表第二の高校教育課の部の十一の項の第一号中 「第七条第二項」を「第六条第二項」に

> 改め、 三条第一項」を 同 両項の第一 「第十二条第一項」に改める。 一号中 「第九条第 項 を 「第八条第一項」 に改め、 同項の第三号中 第十

め 同項の第四号中 員の採用」を「臨時的任用職員の任用」 第五条第四項」 別表第三の二の部の四の項の第一号中「 別表第三の一の部の二の項の第二号中「第二条の二」を 「行う」に改め、 同項の第五号を次のように改める 「第七条」を「第五条」 を「第四条第四項」に、 同項の第二号中 「第三条第一項」 に、 に (短期臨時職員を除く。)」を削り、 「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、 「行なう」を 「長期臨時職員」を を 「第三条第四項」 第 「行う」に改め、 一条」に改める 「臨時的任用職員」に改 に、 同項の第三号中 「長期臨時職 「行なう」

内申を行うこと。 規程第六条第四項の規定に基づき、 臨時的任用職員の退職の 所 (館) 長

Ŧi.

号中 別表第三の二の部の四の項の第六号中「行なう」を「行う」 「行なう」を「行う」に改め、同項の第五号を次のように改める。 に改め、 同部の八の項の第三

Ŧi. 職員の被服の貸与に関する事務を行うこと。

課

部)

長

改め、 第七号とし、同項の第九号中「行なう」を「行う」に改め、 同項の第十二号とし、 中第十号を第九号とし、 別表第三の二の部の八の項の第六号を削り、 同号を同項の第六号とし、 同号を同項の第十一号とし、同項の第十三号中「行なう」を「行う」に改め、 同項を同部の九の項とし、 第十一号を第十号とし、 同項の第八号中 「行なう」を「行う」に改め、 同項の第七号中 同項の第十二号中 同部の七の項の次に次のように加える。 同号を同項の第八号とし、 「行なう」を「行う」に改 「行なう」を 同号を同項の 「行う」に 同号を 同項

					八
			務いう。)に関する事	この項中「規程」と動車管理規程(以下	大分県教育庁用自
カーブ きょう 対 見 動 に	五自規動	四間規外	三の選	二者组第	一
き、庁用規程第十二	程車第	規程第十五	程任、第	規程第4 表	規程第二
自七行動条報	十六条第二	十五条第二 用自動車等	九条第二解任等を	第六条の	五条の
車等の項告書を		第二項	条第二項の規定に任等を行うこと。	規定に	規定に
動車等の事故等について報告を条第一項及び第二項の規定に基報告書を提出すること。	条第二項の規定に基づき、簿を受理すること。	条第二項の規定に基づき、庁頭車等の使用を認めること。	項の規定に基	の規定に基づき、	に基づき、
に可のころこと	に基づ と。	認める	基づき、		安
マス 報 定		うこと。	勤	整備管理者等	全運転管理
告を基	庁用	庁 用	務時	等	理
所	所	課	所	所	所
館	館	部	館	館	館
長	長	長	長	長	長

平成三十年四月一日	この訓令は、公示の日から施行する。	等変動報告書を提出すること。
大分県報号外 (教育委訓令甲) 三		